
吉野川市新ごみ処理施設
整備・運営事業
落札者決定基準書

令和4年2月

吉野川市

吉野川市新ごみ処理施設 整備・運営事業 落札者決定基準

目 次

第 1 落札者選定の手順	1
第 2 参加資格確認	3
第 3 提案審査	3
第 4 定量化審査において審査する点	6
第 5 提案書に関するヒアリング	6
第 6 審査結果等の公表	6

第1 落札者選定の手順

1 落札者決定基準の位置づけ

吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者は、吉野川市新ごみ処理施設の設計・建設及び運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、吉野川市（以下「本市」という。）が本事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された入札提案書類を客観的に評価する基準及び方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 選定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格確認

本市は、参加資格確認申請書類の提出書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書の基礎審査

「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業 検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）は、提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料）に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 非価格要素の定量化審査

検討委員会は提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

ウ 入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札金額が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札金額が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

エ 入札価格の定量化審査

検討委員会は入札価格について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

オ 総合評価点の算出

検討委員会は、非価格要素の定量化審査及び入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価点を算定する。

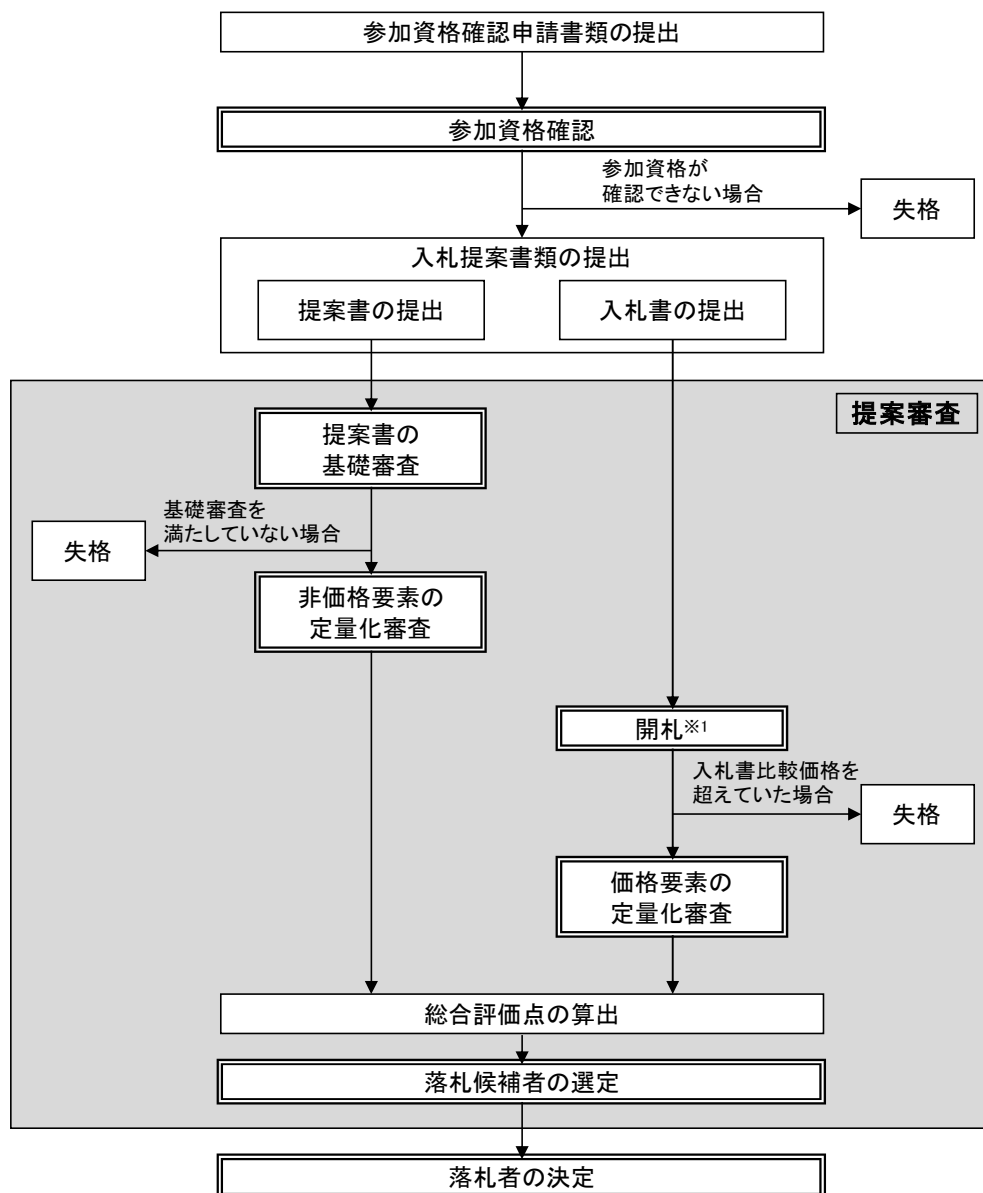
カ 落札候補者の選定

検討委員会は、総合評価点が最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。

総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、入札価格算定値が最も低い者を落札候補者として選定するものとする。入札価格算定値についても同額である場合には、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

キ 落札者の決定

本市は、検討委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。



※1 提案書の基礎審査において失格となった者の提出した入札書は、開札しない。

※2 検討委員会の事務は図中網掛け部分である。

図1 落札者決定の手順

第2 参加資格確認

1 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格確認申請書から、次の事項を確認する。参加資格要件の確認基準日は、参加資格確認申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書「第3 入札参加に関する条件等」を参照のこと。

第3 提案審査

1 提案書の基礎審査

(1) 入札書類の確認

提出された提案書がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間のくい違い、矛盾等がないこと。

2 非価格要素の定量化審査

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

(1) 定量化審査の審査項目と配点

審査項目は、本市が民間事業者に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、表1のとおりである。

(2) 非価格要素点の算定方法

ア 提案を求めている審査項目においては、表2に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

イ 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ イの結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

表1 非価格要素の定量化審査の審査項目と配点（案）

審査項目	No.	配点		割合
		小項目	大項目	
1 地域環境を保全し、周辺環境に十分配慮した施設				
(1) 公害防止基準（要監視基準値等）と遵守計画	1	4点	8点	13.3%
(2) 環境保全対策・環境負荷低減	2	3点		
(3) 景観への配慮	3	1点		
2 ごみを安心、安全、安定的に処理できる施設				
(1) 組織体制・人員配置計画	4	3点	14点	23.3%
(2) 施設性能とその維持	5	3点		
(3) 機器配置、作業動線計画	6	4点		
(4) 事故発生防止対策及び事故発生時の対応、搬入不適物混入防止対策	7	3点		
(5) 経営計画・事業収支計画	8	1点		
3 経済性に優れ、費用負担を軽減する施設				
(1) エネルギーの有効活用	9	3点	14点	23.3%
(2) 施設の長寿命化を見据えた設備・機器の維持管理計画	10	3点		
(3) 施設運営費の削減・最終処分量の削減	11	5点		
(4) 工程管理計画、工期遵守のための対策	12	3点		
4 地域住民に信頼され、災害に強い施設				
(1) 施設の強靱化・地域防災拠点	13	5点	10点	16.7%
(2) 災害廃棄物の受入及び処理	14	5点		
5 学習環境の場として、市民への啓発に役立つ施設				
(1) 見学者対応・環境学習計画	15	1点	2点	3.3%
(2) 情報発信	16	1点		
6 地域貢献				
(1) 施工に係る地元発注	17	4点	12点	20.0%
(2) 運営に係る地元発注	18	4点		
(3) 地元雇用への配慮	19	4点		
非価格要素の定量化審査 計		60点	60点	100%

表2 5段階評価による得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	大変優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	標準的である	配点×0.25
E	やや劣っている	配点×0.00

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札金額が入札書比較価格を超えていないことを確認する。

なお、入札価格の確認のための開札は、非価格要素の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が入札書比較価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

4 入札価格の定量化審査

(1) 入札価格算定値

入札価格算定値は、入札価格（「様式集 様式第 13 号（別紙 1～3）」に記載する金額をいう。）のうち入札価格（建設費）に 75% を乗じた額と、入札価格（運営維持管理費）に 100% を乗じた額の合計額とする。それに対して、次の算定式により得点を付与する。得点は、小数第 3 位を四捨五入した値とする。

$$\text{入札価格算定値} = \text{建設費} \times 75\% + \text{運営維持管理費} \times 100\%$$

(2) 価格評価点

価格評価点は、次の算定式により算出する。

価格評価点の算定式	
当該入札者の 価格評価点	$= \text{配点}[40 \text{ 点}] \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)^2$

(3) 定量化限度額の設定

設計金額に基づく入札価格算定値に基づき定量化限度額を設定する。

入札参加者の入札価格算定値が定量化限度額以下となる場合は、当該入札参加者の価格評価点は 40 点（満点）とする。予定価格は落札者決定後に公表する。

5 総合評価点の算定方法

「2 非価格要素の定量化審査」、「4 入札価格の定量化審査」により算出した得点を合計して、各入札参加者の総合評価点を算出する。

総合評価点の算定式	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価点} \\ [100 \text{ 点}] \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{非価格評価点} \\ [60 \text{ 点}] \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \\ [40 \text{ 点}] \end{array} \right)$	
※ [] 内は各得点の配点を示す。	

第4 定量化審査において審査する点

検討委員会では、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。

なお、各項目については、審査の視点に対して、各入札参加者の過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

第5 提案書に関するヒアリング

検討委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。